

津市地域防災力強化推進補助金交付要綱

平成26年3月31日訓第30号

改正 平成30年3月30日訓第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災活動の促進により地域防災力の強化を推進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地域の防災活動を行うことを目的として自主的に自治会によって組織された団体で、会則等が完備され市長に届出のあったものをいう。
- (2) 地区自主防災協議会 自主防災会の災害対応力の向上に資することを目的とし、小学校区単位で結成された組織をいう。
- (3) 防災資機材等 地域の防災活動に必要なもので、別表第1に定めるものをいう。
- (4) 防災活動 地域の防災力の強化に必要なもので、別表第2に定めるものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「地域防災力強化推進補助金（以下「補助金」という。）」と称する。

(交付の対象等)

第4条 補助金は、自主防災会を構成する自治会（以下「自治会」という。）並びに自主防災会及び地区自主防災協議会（以下「自主防災会等」という。）に対して、防災資機材等の整備（購入及び修繕等をいう。以下同じ。）に要する費用及び防災活動に要する費用（以下「補助対象経費」と総称する。）をその対象として、これを交付するものとする。

2 補助金の交付申請は、自治会、自主防災会又は地区自主防災協議会のいず

れかによるものとし、各年度において1回限りとする。

- 3 前項の場合において、自治会にあっては自主防災会又は地区自主防災協議会を介して既に同項の交付申請が行われているとき、自主防災会にあってはその組織する自治会において又は地区自主防災協議会を介して既に当該交付申請が行われているとき、及び地区自主防災協議会にあってはその結成する自主防災会又はその組織する自治会において既に当該交付申請が行われているときは、それぞれこれらを当該交付申請の対象から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、次の表の左欄に掲げる区分について同表の中欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

自治会	補助金の交付を申請する年度の4月1日時点の世帯数（以下「世帯数」という。）が400世帯以上である場合であって、別表第1に定める備蓄食料品及び備蓄飲料水の購入に要した費用（以下「備蓄食料品等購入費用」という。）の割合が補助対象経費の10分の8以上であるとき。	当該年度における補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が12万円を超えるときは、12万円）
	上記以外の場合	当該年度における補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）
自主防災会等	自治会のうち世帯数が400世帯以上である自治会がある場合であって、当該自主防災会等の備蓄食料品等購入費用の割合が補助対象経費の10分の8以上であるとき。	次に掲げる額を合算した額 (1) 当該年度における補助対象経費の額を自治会数で除して得た額に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円

		<p>を超えるときは、10万円)に世帯数が400世帯未満である自治会数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度における補助対象経費の額を自治会数で除して得た額に2分の1を乗じて得た額(当該額が12万円を超えるときは、12万円)に世帯数が400世帯以上である自治会数を乗じて得た額</p>
	上記以外の場合	<p>当該年度における補助対象経費の額を自治会数で除して得た額に2分の1を乗じて得た額(当該額が10万円を超えるときは、10万円)に自治会数を乗じて得た額</p>

2 前項の規定により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年6月末日とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 防災資機材等の整備にあつては、当該整備に係る見積書
- (2) 整備を行う防災資機材等が土地の定着物である場合にあつては、当該整備を行う場所の見取図及び土地使用許可書又は承諾書
- (3) 防災活動にあつては、当該防災活動に係る計画書

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出に当

たつては、補助対象経費に要する費用を支払ったことを証する書類の写しを添付しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 津市防災資機材等整備費補助金交付要綱（平成20年津市訓第5号）

(2) 津市自主防災活動活性化交付金交付要綱（平成24年津市訓第13号）

附 則（平成30年3月30日訓第31号）

1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の津市地域防災力強化推進補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

ラジオ、トランシーバー、強力ライト、標旗、拡声器、ロープ、消火器、消火器格納箱、消火栓ホース、消火栓開閉具、消火栓ホース用管鎗、消火栓ホース格納箱、消防ポンプ、消火バケツ、簡易防火水槽、防災用長靴、ヘルメット、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ、おの、スコップ、つるはし、とび、ハンマー、かけや、バール、番線カッター、のこぎり、なた、救助用工具セット、脚立、担架、救急箱、三角巾、テント、救命ボート、救命胴衣、AED（自動体外式除細動器）、炊き出し用屋外調理器具、給水タンク（ポリタンク）、浄水器、防災倉庫、防火着、腕章、毛布、発電機、投光機、コードリール、リヤカー、一輪車、仮設トイレ（簡易トイレ）、燃料携行缶、防水シート、土のう袋、車いす（補助機器含む）、簡易畳（マット）、備蓄食料品（賞味期限が3年以上の製品）、備蓄飲料水（賞味期限が3年以上の製品）、井戸用ポンプ（取付工事費用含む）、資機材等の修繕、その他市長が必要と認めるもの

別表第2（第2条関係）

避難地図の作成に関する活動、防災マニュアルの作成に関する活動、地域での防災訓練又は防災学習会に関する活動、その他市長が必要と認めるもの